令和8年度税制改正に向けて

（要　望）

令和7年10月

一般社団法人　中国経済連合会

はじめに

我が国経済は、堅調な企業収益に支えられ設備投資が増加傾向で推移しており、2025 年度の賃上げ率も 33 年ぶりの高水準となった前年度を上回るなど、緩やかな回復基調が続いている。賃金上昇と物価上昇の好循環が生まれつつある中、長年に亘るデフレから成長型経済への転換を着実に進めていく必要がある。

一方で、仕入れ価格、人件費、物流費などの上昇による物価高に加え米などの食料品価格の上昇もあり、個人消費は賃金・所得の伸びに比べ力強さを欠く状況となっている。加えて米国の関税政策に伴い企業の業績見通しに不確実性が増すなど、景気の下押しリスクが懸念される。

また、少子高齢化や気候変動への対応、国際秩序が揺らぐ中でのサプライチェーンの再構築等、中・長期的な課題への着実な対応も求められる。

当中国地域では、素材型産業、輸出型産業をはじめとするモノづくり企業が集積しており、これら地域産業の更なる発展に向けては、デジタル技術等を活かした既存産業の競争力強化、地域の新たな担い手となるスタートアップの創出・育成に取り組んでいかなければならない。また、カーボンニュートラルの実現に向けてエネルギー・事業構造の転換も不可欠である。加えて、地方創生の実現に向け、地方自治体の主体的な取り組みの促進と地域へのヒト・モノ・カネの流入に資する企業活動への支援にも取り組む必要がある。

中国地域がこれらの課題に取り組むにあたっては、税制の果たす役割が極めて大きいことから、当連合会は、以下のとおり税制改正に関する要望をとりまとめた。

政府におかれては、本提言を踏まえ、早期に改革を実施していただくよう要望する。

一般社団法人 中国経済連合会
会　長　　芦　谷　　茂

１．企業の競争力強化に資する税制

製造業比率の高い中国地域では、デジタル技術の活用等によりイノベーションを加速し既存産業の競争力強化を進めるとともに、将来の地域の成長や社会課題解決への期待の高いスタートアップの創出・育成を強力に促進していく必要がある。

また、小売完全自由化によって事業環境が大きく変化している電気・ガス供給業者について公平性確保の観点から税制の見直しが必要である。

（１）研究開発税制の更なる延長・拡充

企業の競争力を強化していくためには、デジタル化、グリーン化をはじめとする企業の積極的な研究開発投資を質・量ともに充実していくことが重要である。

また、スタートアップ企業等との連携によるイノベーション促進を図っていくことが必要である。

【要望事項】

・控除率と控除上限の適用期限を延長すべき。
・試験研究費の範囲の一層の広範化を図るべき。
・カーボンニュートラル技術に対する優遇措置を深堀すべき。
・オープンイノベーション型における優遇措置申請時等の事務手続を簡素化すべき。

（２）オープンイノベーション促進税制の延長・拡充

地域のイノベーションを加速していくためにはスタートアップの創出・早期育成が重要な課題である。スタートアップと事業会社のオープンイノベーションを促進し、スタートアップ投資を加速していくことが必要である。

【要望事項】

・適用期限を延長すべき。
・所得控除上限額の引き上げ、出資行為・株式取得行為要件の緩和、スタートアップの成長投資・事業成長要件の緩和等、制度を更に拡充すべき。

（３）電気・ガス供給業に係る法人事業税収入割の見直し

電気・ガス供給業については、かつて地域独占と総括原価主義を根拠として一般の事業と異なる課税標準が適用されてきたが、小売全面自由化によって一般の事業と同様の競争環境に置かれている。令和２年度税制改正において、外形標準課税の一部組み入れが行われ、令和４年度税制改正では中堅・中小ガス供給事業者の課税方式の見直しが行われたが、依然として、一部企業では収入金をベースに法人事業税が課税されており、公平性確保の観点から課税方式の見直しが必要である。

【要望事項】

・電気・ガス供給業の法人事業税の課税標準について、一般の事業と同様の課税方式に統一すべき。

（４）欠損金の繰戻し還付制度の見直し

米国関税に端を発するグローバル経済の悪化が見込まれ、多くの企業の欠損発生リスクが高まっている。

外部環境の変動に脆弱なサプライヤーも含め、幅広い事業者への支援が重要となっている。

【要望事項】

・大企業に対する欠損金の繰戻し還付制度の不適用措置を解除すべき。

２．産業の脱炭素化に資する税制

中国地域には、自動車・化学・鉄鋼等の製造業の生産拠点が集積し、CO_2排出量の多いエネルギー多消費型産業の比率が高い。このため、カーボンニュートラル実現に向けて地域企業が果敢にチャレンジできるような支援、脱炭素の取り組みを加速する環境整備を強力に進めていく必要がある。

また、現行の自動車関係諸税は、複雑で過重感・不公平感のある税制となっており、カーボンニュートラルの観点も含め、抜本的な見直しが必要である。

（１）カーボンニュートラル投資促進税制の更なる延長・拡充

２０５０年カーボンニュートラルを実現するためには、産業分野での脱炭素化が大きな課題。各企業が中長期視点で継続的かつ大胆に脱炭素関連投資を進めていくため一層の支援の強化が必要である。

【要望事項】

・計画認定の期限を延長すべき。
・脱炭素投資のインセンティブ強化が必要であり、税額控除率、特別償却率の引き上げを行うべき。

（２）エネルギー関係諸税の総合的な見直し

政府は、２０５０年カーボンニュートラル実現に向け、１０年間で２０兆円規模のＧＸ経済移行債を発行して支援を行うとともに、２０２６度の排出量取引制度の本格稼働、２０２８年度の化石燃料賦課金の導入を含む「成長志向型カーボンプライシング構想」を速やかに実行するため、ＧＸ推進法を改正し具体的な制度設計に着手している。

一方、既存の地球温暖化対策税は、エネルギーコストの上昇要因となり、企業の国際競争力に大きな影響を与えている。また、税収実績や具体的使途が明らかにされておらず、エビデンスに基づく定量的な削減効果の検証もなされていない。

【要望事項】

・既存のエネルギー関係諸税について、「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行に向けて総合的な見直しを行うべき。
・カーボンプライシングの具体的な制度設計にあたっては、各国の動きや技術動向等に十分留意しつつ、企業の予見可能性を高め、産業競争力の維持・強化につながるよう、また、負担の公平・透明性

が確保されるよう、検討を進めるべき。

・地球温暖化対策税については、その実績・効果を検証したうえで、制度の廃止を含め、抜本的な見直しを検討すべき。

（３）ＨＶＯ（水素化植物油）の税法上の規格化、非課税化の検討

ＨＶＯ（Hydro-treated Vegetable Oil）は、軽油代替燃料として欧米を中心に利用が広がっている。本燃料はＳＡＦ（Sustainable aviation fuel）製造時に併産され、軽油と同じ炭化水素燃料であるため、既存のインフラやモビリティにドロップインで活用でき、今すぐに脱炭素化できる技術として期待される。

【要望事項】

・ＨＶＯは地方税法上の軽油規格に該当せず、自動車の燃料として譲渡・販売または消費する場合、事前に知事の承認が必要となっている。ＨＶＯ利用による手続きを簡素化し、脱炭素化拡大を可能とするため、軽油と同様に扱うための税法上の規制・運用の見直しを行うべき。

・ＨＶＯ１００％の場合、軽油との混和の場合に係わらず、脱炭素化に資する燃料として軽油引取税の免税対象とすべき。

（４）自動車関係諸税の抜本的見直し

自動車関係諸税は、同一の課税対象に対し取得・保有の各段階で複雑・過重な税負担を課しており、ユーザーの過重感・不公平感が強い。また、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等の普及拡大が見込まれる等、自動車を取り巻く環境に大きな変化が見られるようになっている。

【要望事項】

・複雑・過重な自動車関係諸税については、受益と負担の関係、自動車を取り巻く環境の変化、カーボンニュートラルの実現の観点等を総合的に勘案し、抜本的に見直していくべき。

３．地域の活力向上に資する税制

人口減少・少子高齢化が急速に進む当地域が、持続可能な地域づくりを進めていくためには、地方自治体の主体的な取り組みの促進と地域へのヒト・モノ・カネの流入に資する企業活動への支援が必要である。

（１）企業版ふるさと納税の拡充

地方自治体による地方創生の取り組みを強化していくためには、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものにしていくことが必要。地方自治体の取り組みの趣旨に企業が賛同し寄付を行う企業版ふるさと納税は、地方自治体による主体的な取り組みを促進するとともに、企業にとっては地域振興やＳＤＧｓの達成などの社会貢献ができる効果的な税制であり、利用も拡大している。

【要望事項】

・本社が所在する自治体への寄付を可能とする等、適用対象範囲を拡大すべき。

（２）地方拠点強化税制の延長・拡充

コロナ禍において首都圏から地方への人の動きが見られたが、コロナ後再び首都圏への転入超過が加速している状況にある。魅力ある地域づくりに向けて、首都圏一極集中の是正を図り地方へのヒト・モノ・カネの流れを創出する必要がある。このためには、東京２３区から地方に本社機能を移転する事業者に優遇措置を講ずる地方拠点強化税制は引き続き必要な税制である。

【要望事項】

・適用期限を延長すべき。
・特別償却・税額控除の率を引き上げるべき。
・対象となる施設・従業員の範囲等を更に拡大すべき。

（３）中小企業の事業承継に資する新たな税制の検討

中国地域の９９％は中小企業であるが、その多くは高齢化、後継者不足等の課題を抱えている。こうした中小企業の事業承継、事業譲渡を促進するため、法人版事業承継税制（特例措置）は有効な制度であるが、令和９年 12 月 31 日までの時限措置であり、特例承認計画の提出期限が年度末までとなっている。

【要望事項】

・中小企業の事業承継を促進する（雇用と技術が守られる）新たな税制を検討すべき。

以　上